

平成26年（行ウ）第8号、平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

訴えの追加的変更申立書（その2）

平成28年2月10日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

ほか18名

【目次】

第1 訴えの追加的変更	- 1 -
1 (1の請求)	- 2 -
2 (2の請求)	- 2 -
3 (3の請求)	- 3 -
第2 訴えの追加的変更の理由	- 3 -
1 (第1の1、2の各請求について)	- 3 -
2 (第1の3の請求について)	- 5 -
第3 訴えの追加的変更後の訴えの整理	- 6 -
1 (作為を求める給付請求)	- 6 -
2 (確認請求)	- 8 -
3 (不作為を求める給付請求)	- 9 -
第4 訴えの追加的変更後の訴えについての補足説明	- 9 -
1 (第3の1(2)(3)、第3の2の(2)(3)の請求について補足)	- 9 -
2 (請求相互の関係)	- 9 -

【本文】

第1 訴えの追加的変更

県内子ども原告らは、平成26年（行ウ）第8号事件訴状及び平成27年（行ウ）第1号事件訴状の各請求の趣旨について、平成27年11月18日付「訴えの追加的変更申立書」によって追加的に変更したところであるが、更に、行政事件訴訟法第7条、民事訴訟法第143条第1項に基づき、次の1～3の請求を追加する。（なお、文中の「別紙『学校目録』」とは、各訴状添付の『学校目録』のことである。）

1（1の請求）

別紙「学校目録」記載にかかる県内子ども原告らの在学学校の設置主体である被告らは、対応する県内子ども原告らに対し、小学校にあつては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあつては、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあつては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、平成24年10月31日から同年12月28日までの間に文部科学省が実施した第6次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1万ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(3)によって、セシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1平方メートル当たり1万ベクレルを上回らなかった地域で教育を実施せよ。

2（2の請求）

県内子ども原告らと、別紙「学校目録」記載にかかる各原告の在学学校の設置主体である被告との間において、同目録に記載の各原告の在学学校について、小学校にあつては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあつては、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあつては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、平成24年10月31日から同年12月28日までの間に文部科学省が実施した第6次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1万ベクレル/m²

超の範囲を地図上に示した別紙(3)によって、セシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1平方メートル当たり1万ベクレルを上回らなかった地域で教育を受ける権利があることを確認する。

3 (3の請求)

別紙「学校目録」記載にかかる県内子ども原告らの在学学校の設置主体である被告らは、対応する県内子ども原告らに対し、県内子ども原告らが現に通学している学校施設で教育を実施してはならない。

第2 訴えの追加的変更の理由

1 (第1の1、2の各請求について)

(1) クリアランスレベルについて

ア 原子炉等規制法は、原子力事業者等に対し、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会の確認を受けることができ、この確認を受けた物は、原子炉等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用については、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うものとする旨定めている(原子炉等規制法61条の2第1項、第3項)。

イ この「核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱う」ことができる基準を、「クリアランスレベル」といい、環境省は、「クリアランスレベル」は、「廃棄物を安全に再利用できる基準」であると説明している。(甲A第49号証)

ウ 上記の「原子力規制委員会規則で定める基準」は、「精錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」(平成17年11月22日経済産業省令第112号)第2条第1項に定められている。この第2号によると、「評価に用いる放射性物質の種類が二種類以上である場合にあっては、評価単位におけるそれぞれの放射性物質の平均放射能濃度の値を別表第一の第2欄に掲げるそれぞれの放射性物質に応じた放

射能濃度の値で除して得られるそれぞれの割合の和が1を超えないこと」とされ、別紙第一によると、セシウム 137 及びセシウム 134 は、いずれも「0.1Bq/g」とされている。(甲A第50号証)

そうすると、セシウム 137 とセシウム 134 を評価に用いる場合のクリアランスレベルは、合算で0.1Bq/g (100Bq/kg) となる。

(2) クリアランスレベルの換算について

ア クリアランスレベルは、単位重量当たりのベクレル数(1秒間に崩壊する原子の個数)であるから、単位面積当たりの土壌汚染濃度と比較するためには、単位面積当たりのベクレル数に換算する必要がある。

(換算方法については甲A第51号証)

イ 上記の換算をするためには、「土壌密度」、「土壌採取の深さ」が変数となるが、土壌密度については、平均的な土壌密度1.3g/cm³を採用し、土壌採取の深さは、文部科学省が採用している5cm(甲A第52号証)を採用すると、次のとおり換算できる。

【計算式】

1 m²当たりの土壌重量

$$(100 \text{ cm} \times 100 \text{ cm} \times 5 \text{ cm}) \times 1.3 = 65000 \text{ g} = 65 \text{ kg}$$

1 m²当たりのベクレル数

$$100 \text{ Bq/kg} \times 65 \text{ kg} = 6500 \text{ Bq}$$

そうすると、セシウム 137 とセシウム 134 が合算で6500Bq/m²を超える土壌環境で生活することは、被ばくの観点からは、クリアランスレベルを超える資材等に取り囲まれて生活するのと同じだということができる。

(3) 上記法令が、放射能濃度が一定の基準を超える資材等を再使用することを禁じている目的は、原子炉等規制法が明記するように、放射線による障害を防止することである。そのような資材等が生活環境に存在することにより、それらの資材の間近で、あるいはそれらと触れ合って生活する人が放射線障害を受けるリスクが否定できないことから、それを避ける必要があるとされているのである。このような上記法令の趣旨に鑑みれば、セシウム 137 とセシウム 134 が合算で6500Bq/m²を超える土壌環境で人が生活することは、その人に対する健康被害のリスクを否定でき

ないということになる。

- (4) よって、県内子ども原告らは、安全な環境で教育する義務を負っている対応被告基礎自治体らに対し、セシウム 137 とセシウム 134 による土壌汚染が、合算で $6500\text{Bq}/\text{m}^2$ を上回らない地域で教育を実施することを求める権利がある。
- (5) ところで、セシウム 137 とセシウム 134 による土壌汚染が、合算で $6500\text{Bq}/\text{m}^2$ を上回らない地域を特定するには、広域の土壌汚染濃度を調査する航空機モニタリングのデータを用いるしかない。そして、文部科学省が実施した航空機モニタリングによる最新の土壌汚染データは、平成 24 年 10 月 31 日から同年 12 月 28 日までの間に文部科学省が実施した第 6 次航空機モニタリングのデータである。ところが、このデータでは、測定下限値が 1 万 Bq/m^2 であり、 $6500\text{Bq}/\text{m}^2$ 以上の地域を特定することができない。
- (6) よって、県内子ども原告らは、対応する被告基礎自治体らに対し、主眼的に、少なくとも、文部科学省の第 6 次航空機モニタリングにおいて、セシウム 137 とセシウム 134 による土壌汚染が、合算で 1 万 Bq/m^2 を上回らなかった地域で教育を実施することを求め（第 1 の 1 の請求）、予備的に、その権利が存在することの確認を求めるものである（第 1 の 2 の請求）。

2（第 1 の 3 の請求について）

- (1) 県内子ども原告らは、被告基礎自治体らが県内子ども原告らに対し、どのような環境で教育を実施すれば、「県内子ども原告らの健康の保持増進を図り、危険を避けるために必要な措置を講ずる義務」を履行したことになるかについて、① 1 年間の追加実効線量（外部被ばく）が $0.3\text{mSv}/\text{年}$ 未満となる地域、② 福島第一原発事故が発生してから日の浅い時期において、セシウム 137 による土壌汚染濃度が $37000\text{Bq}/\text{m}^2$ を上回らなかった地域、③ 直近において、セシウム 137 とセシウム 134 による土壌汚染が合算で $10000\text{Bq}/\text{m}^2$ を上回らなかった地域、以上の 3 つの考え方を主張した。もっともこの問題については、様々な考え方があり得るところであり、被告基礎自治体らからは、請求が特定していない等として本案前

の抗弁が出されている。

被告基礎自治体らの本案前の抗弁に理由がないことは、別に準備書面で主張しているとおりであるが、仮に裁判所において本案前の抗弁に理由があると判断される場合であっても、県内子ども原告らに対する教育環境が県内子ども原告らの健康にとって大きな健康リスクを抱えている現状を司法の力で救済できないということは許されない。

- (2) そこで、県内子ども原告らは、被告基礎自治体らに対し、県内子ども原告らが通っている現在の学校施設で県内子ども原告らに対する教育を実施しないことを求める請求を追加する（不作為の給付請求）。県内子ども原告らは、これも行政事件訴訟法第4条後段の実質的当事者訴訟であると位置づけている。
- (3) 付言すると、この請求が認容された場合、被告基礎自治体らは、県内子ども原告らに対する教育の実施を中止すれば足りるものではない。なぜなら、被告基礎自治体らが県内子ども原告らに教育を実施するのは憲法上の義務だからである。その場合、被告基礎自治体らは、県内子ども原告らを、現在の学校施設とは異なる安全な地域の学校施設で教育しなければならない。そして、どこが「安全な地域」であるかは、被告基礎自治体ら自身が、判決の趣旨に則って検討し、決定しなければならないことになる。

第3 訴えの追加的変更後の訴えの整理

今回の訴えの追加的変更後の県内子ども原告らの請求を整理すると、次のとおりとなる。

1（作為を求める給付請求）

- (1) 別紙「学校目録」記載にかかる県内子ども原告らの在学学校の設置主体である被告らは、対応する県内子ども原告らに対し、小学校にあっては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあっては、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあっては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に

に基づき、平成24年10月31日から同年12月28日までの間に文部科学省が実施した第6次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1万ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(3)によって、上記土壤汚染濃度が1平方メートル当たり1万ベクレルを上回らなかった地域で教育を実施せよ。

(2) 別紙「学校目録」記載にかかる県内子ども原告らの在学学校の設置主体である被告らは、対応する県内子ども原告らに対し、小学校にあっては、小学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあっては、中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあっては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、アメリカ国家核安全保障局が平成23年3月～5月に行った航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(1)、平成23年10月22日から11月5日までの間に文部科学省が実施した第4次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(3)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域で教育を実施せよ。

(3) 別紙「学校目録」記載にかかる県内子ども原告らの在学学校の設置主体である被告らは、対応する県内子ども原告らに対し、小学校にあっては、小学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあっては、中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあっては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、対応する県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域で教育を実施せよ。

2（確認請求）

- (1) 県内子ども原告らと、別紙「学校目録」記載にかかる各原告の在学学校の設置主体である被告との間において、同目録に記載の各原告の在学学校について、小学校にあつては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあつては、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあつては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、平成24年10月31日から同年12月28日までの間に文科科学省が実施した第6次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1万ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(1)によって、上記土壤汚染濃度が1平方メートル当たり1万ベクレルを上回らなかった地域で教育を受ける権利があることを確認する。
- (2) 県内子ども原告らと、別紙「学校目録」記載にかかる各原告の在学学校の設置主体である被告との間において、同目録に記載の各原告の在学学校について、小学校にあつては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあつては、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあつては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、アメリカ国家核安全保障局が平成23年3月～5月に行った航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(1)、平成23年10月22日から11月5日までの間に文科科学省が実施した第4次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(2)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域で教育を受ける権利があることを確認する。
- (3) 県内子ども原告らと、別紙「学校目録」記載にかかる各原告の在学学

校の設置主体である被告との間において、同目録に記載の各原告の在学学校について、小学校にあつては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあつては、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあつては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域で教育を受ける権利があることを確認する。

3（不作為を求める給付請求）

別紙「学校目録」記載にかかる県内子ども原告らの在学学校の設置主体である被告らは、対応する県内子ども原告らに対し、県内子ども原告らが現に通学している学校施設で教育を実施してはならない。

第4 訴えの追加的変更後の訴えについての補足説明

1（第3の1(2)(3)、第3の2の(2)(3)の請求について補足）

第3の1(2)(3)の請求は、平成27年11月18日付「訴えの追加的変更申立書」の第1の2の請求を複数の項に記載したものであり、第3の2の(2)(3)の請求は、平成27年11月18日付「訴えの追加的変更申立書」の第1の1の請求を複数の項に記載したものである。いずれも表現方法を変えたものにすぎず、訴えの変更にはあたらない。

2（請求相互の関係）

- (1) 第3の1の請求は第一次的請求、第3の2の請求は第二次的請求、第3の3の請求は第三次的請求である。
- (2) 第3の1の請求の中では、第3の1(1)の請求が主位的請求であり、第3の1(2)の請求及び第3の1(3)の請求が予備的請求である。第3の1(2)の請求と第3の1(3)の請求との関係は、選択的併合である。
- (3) 第3の2の請求の中では、第3の2(1)の請求が主位的請求であり、

第3の2(2)の請求及び第3の2(3)の請求が予備的請求である。第3の2(2)の請求と第3の2(3)の請求との関係は、選択的併合である。

【別紙の説明】

別紙(1) アメリカ国家核安全保障局が平成23年3月～5月に行った航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示したものの、詳細拡大図41枚を添付した。

別紙(2) 平成23年10月22日から11月5日までの間に文部科学省が実施した第4次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示したものの、詳細拡大図65枚を添付した。

別紙(3) 平成24年10月31日から同年12月28日までの間に文部科学省が実施した第6次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1万ベクレル/m²超の範囲を地図上に示したものの、詳細拡大図146枚を添付した。

以上